主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人野原松次郎の上告趣意について。

所論一点、二点は、結局罪となるべき事実でない前科の認定に関する単なる訴訟 法違反の主張に過ぎないものと解されるし、また同三点は事実誤認、量刑不当の主 張であるから、すべて刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一 一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四○八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月八日

最高裁判所第一小法廷

| 裁 | 判長裁判官 | 斎 | 藤 | 悠  | 輔   |
|---|-------|---|---|----|-----|
|   | 裁判官   | 沢 | 田 | 竹岩 | 当 郎 |
|   | 裁判官   | 真 | 野 |    | 毅   |
|   | 裁判官   | 岩 | 松 | Ξ  | 郎   |